「支払審査会」のご利用状況

保険金・給付金等のお支払いに関して不服のお申し出があった場合、当初の支払・不払いを決定した部門とは別の部署で再査定を行っています。その結果にもご納得いただけない場合は、お客さまのご希望により「支払審査会」での審査をご請求いただくことができます。

「支払審査会」は、会社とは全く利害関係のない社外の委員（弁護士・医師・大学教授・消費者問題の専門家）のみで構成され、中立的な視点で支払査定結果等の妥当性を審査いたします。支払審査会は 2007 年 1 月に設定され、審査のご請求に応じて、毎月開催を予定しております。

支払審査会審査状況

2022 年 4 月から 2024 年 3 月までの「支払審査会」のご利用は 1 件で、審査内容は以下の通りでした。

項　目	内　容	合　計
特定疾病給付金	約款に定める後遺症の状態に該当しないため、特定疾病給付金支払い非該当との決定に対するお申し出	1 件
合　　計		1 件